

本県版一時金第3弾Q & A

《1 制度全般について》

1. 今回の一時金はどのような趣旨で交付されるものですか。

- 福島県まん延防止等重点措置等（以下、本措置）に伴う飲食店への営業時間短縮要請や県民に対する不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等を支援するために交付するものです。

2. 交付額はいくらですか。

- 経営規模や法人経営・個人経営にかかわらず一律20万円となります。

3. 今年（令和3年）6月から実施していた、本県版一時金（第2弾）との違いは何ですか。

- 本県一時金（第2弾）では、特定非営利活動法人（NPO）を対象外としていましたが、今回は対象に含めることとしております。
- また、中小企業基本法上の「会社」以外の法人についても交付対象とすることとしております。ただし、NPO法人をはじめ、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、協同組合等の会社以外の法人については、法人の収益事業によって得られた収入のみを対象とします。
- なお、詳細については、申請開始日（9月1日）にお示しします。

《2 交付対象者について》

1. どのような交付要件となりますか。

- 主な交付要件は以下のとおりです。
 - （1）県内に本社又は本店のある中小法人・個人事業者等
 - * 事務所または店舗の所在地及び納税地が福島県であること。
 - （2）本措置に基づく要請に伴い、
 - ①飲食店と直接・間接の取引があること
 - ②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより、令和3年8月または9月の売上が比較対象月と比べて30%以上減少したこと。

(3) 本措置の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。

2. 福島県外に本社があり、福島県内に支店があります。この場合、交付対象となりますか。

- 交付対象となりません。
- なお、フランチャイズ契約を締結し、県内で事業を展開する県内中小事業者は、「県内に本社又は本店がある中小法人・個人事業者等」の要件を満たすものとします。

3. 自分の業種が対象となるか教えてほしい。

- 業種で判断するのではなく、売上が減少した理由（本措置に基づく要請による影響を受け、売上が減少したか否か）で判断することから、申請いただいた内容を確認し、交付対象となるか判断します。
- そのため、コールセンター等でも、個別の業種が一時金の対象となるかについて、お答えすることはできません。
- なお、影響の区分ごとに申請が想定される業種は以下のとおりです。
 - ① 県内の飲食店と直接・間接の取引がある事業者
→ 飲食店への卸売業者、生産者（農業、漁業等）、飲食料品製造者（酒造、食品加工事業者等）、飲食店消耗品製造業者（割り箸、おしぼり業者等）、飲食店向けサービス提供者（機材リース、クリーニング等）などを想定。
 - ② 不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けた事業者
→ 宿泊業（旅館、ホテル等）、観光施設（土産物店等）、交通事業者（タクシー、運転代行等）、サービス業（理美容室等）、飲食業（営業時間短縮要請の対象店舗を除く）など
- ただし、上記以外にも①飲食店と直接・間接の取引がある事業者、または②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けた事業者は対象となります。

4. 要件とされている、直接または間接の取引がある飲食店の範囲を教えてください。

- 本措置に伴う、営業時間短縮要請の対象となった飲食店を指します。

5. 一時金の対象外となる、本措置における営業時間短縮要請の対象事業者とは、具体的はどのような事業者を指しますか。

○ まん延防止等重点措置区域

- ・ 飲食店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行う飲食店。
- ・ 本来の営業時間が午後8時以降の時間帯を含む1000㎡超の特定大規模施設。
- ・ 上記特定大規模施設またはイベント関連施設とのテナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者（本来の営業時間が午後8時以降の時間帯を含むこと）

○ その他の地域

- ・ 飲食店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行う、酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店

6. 不要不急の外出自粛により直接的に影響を受けたとは具体的にどのようなものでしょうか。

- 消費者に対面または直接商品やサービスを提供する事業者が、不要不急の外出自粛要請に伴い人出が減少したことで、販売等の機会が減り、売上が減少した場合を指します。

7. 県内の取引事業者が不要不急の外出自粛による直接的な影響を受けたことにより、自社の売上が減少しました。この場合は一時金の対象になりますか。

- 取引先が、消費者に対面または直接商品やサービスを提供する県内事業者であり、その事業者との直接取引がある場合には対象となります。

8. 令和2年10月に創業したため、令和元年または令和2年の同月と売上比較ができません。この場合、いつの時点と比較すればよいですか。

- 創業時期により、令和元年または令和2年の同月が存在しない事業者については、基準月ごとに以下の比較対象月としてください。

(1) 令和3年8月を基準月とする場合

| 創業時期 | 比較対象月 |
|-------------------|--------------------|
| 令和元年8月1日以前 | 令和元年8月又は令和2年8月 |
| 令和元年8月2日～令和2年8月1日 | 令和2年8月又は令和3年7月 |
| 令和2年8月2日～令和3年6月1日 | 令和3年6月又は7月 |
| 令和3年6月2日～7月1日 | 令和3年7月 |
| 令和3年7月2日以降 | 基準月を令和3年9月としてください。 |

(2) 令和3年9月を基準月とする場合

| 創業時期 | 比較対象月 |
|-------------------|----------------|
| 令和元年9月1日以前 | 令和元年9月又は令和2年9月 |
| 令和元年9月2日～令和2年9月1日 | 令和2年9月又は令和3年7月 |
| 令和2年9月2日～令和3年7月1日 | 令和3年6月又は7月 |
| 令和3年7月2日～8月1日 | 令和3年8月 |
| 令和3年8月2日以降 | 一時金対象外 |

9. 飲食店を営営していますが、通常午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業をしておらず、本措置に基づく時短営業要請の対象ではなかったため、協力金も受けていません。この場合は、今回の一時金の対象にはなりませんか。

- 夜間時間帯の営業をしていない、あるいは酒類を提供していない（まん延防止等重点措置区域以外）など、時短営業要請の対象ではない飲食店について、本措置に基づく不要不急の外出自粛要請により影響を受けた場合に一時金の対象となる可能性があります。
- なお、酒類の提供を行っている飲食店における、通常の営業時間ごとの一時金交付の可否の例は次のとおりです。

| 通常の営業時間 | 一時金交付の可否 |
|------------|----------|
| 午前11時～午後8時 | ○ |
| 午後5時～午後8時 | ○ |
| 午前11時～午後9時 | × |
| 午後8時～午後11時 | × |
| 24時間営業 | × |

10. 本措置の営業時間短縮要請で時短営業協力を申請しましたが、交付要件を満たさないため、不交付となりました。この場合、一時金は交付対象となりますか。

- 本措置の営業時間短縮要請の対象事業者であれば、交付対象となりません。
- ただし、不交付の理由が「対象事業者でないこと」（夜8時～朝5時までの時間帯に営業していない等）である場合は、一時金の対象となる可能性があります。

11. 複数店舗を営んでいる事業者は、店舗ごとに交付を受けられますか。

- 事業者単位で交付しますので、経営店舗数が複数であっても一律20万円となります。

12. 宿泊業と食品加工業など1事業者で異なる2つ以上の業種を営んでいる場合は、売上は業種ごとに計算するのでしょうか。

- 売上の計算は、事業者単位で行います。
- 単独業種では比較対象月と比べて30%以上減少していても、事業全体では比較対象月と比べて30%以上減少していない場合は対象外となります。

13. 1年のうち特定の時期に売上が集中し、例年8月、9月は売上が無い場合、一時金を受け取ることはできますか。

- 本措置による影響を受けた事業者が対象となるため、8月、9月の売上減少が確認できない事業者は対象外となります。

14. 同一の事業を継続していますが、R3年5月以降は売り上げがありません。一時金の交付対象外でしょうか。

- R3年5月以降の売り上げがなくても、事業継続している方は、他要件が合致すれば一時金の交付対象となり得ます。
- 申請時点まで事業継続していることがわかる資料を添付して申請してください。

（例：直近のイベントチラシ、仕入伝票の写し、
業務委託契約書の写し（派遣事業者等から受託している場合）、
給与明細書の写し（事業の対価が出来高払いの給与の場合） 等

《3 交付申請手続きについて》

1. 交付申請に当たっての必要書類や添付書類などの詳細はいつ示されますか。

○ 申請に関する詳細については申請開始日当日（9月1日）にお示します。

2. 令和3年9月の売上が減少した場合、申請はいつ受付してもらえるのか。

○ 令和3年9月の売上を基準月とする場合、令和3年10月1日（金）から受付します。